

西宮市食肉センター実費負担要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市食肉センターの利用者が、次の各号に掲げる施設及び種別において使用した実費負担に関して必要な事項を定める。

(1) 内臓処理室 水道

(2) 生皮革処理室 電気及び水道

(3) 洗車場 水道

(料金の算定)

第2条 実費負担とする月額料金は、下記のとおりとする。

別表

内臓処理室	水道料金は、工業用水濾過システムに要した額を加えた前年度の平均単価に、専用使用の各水道メーターの今月指示数より前月指示数を差し引いた数値及び共用使用の各水道メーターの今月指示数より前月指示数を差し引いた数値を利用者別処理頭数で按分した数値の合計を乗じた額
生皮革処理室	電気料金は、電力料金単価及び各種調整単価の合計に、専用使用の電気メーターの今月指示数より前月指示数を差し引いた数値を乗じた額 水道料金は、工業用水濾過システムに要した額を加えた前年度の平均単価に、専用使用の水道メーターの今月指示数より前月指示数を差し引いた数値を乗じた額
洗車場	実利用時間8分間あたり、100円

(料金の請求)

第3条 市長は、使用月の翌月の10日までに各利用者に請求する。

2 前項の請求金額は、前条各項ごとに100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

(料金の納付)

第4条 利用者は、請求があった月の25日までに市長の指定する方法により支払わなければならない。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。